

JA都市農村交流全国協議会規約

制定:平成22年3月12日
改定:平成25年3月22日
平成25年6月11日
平成27年7月22日
平成28年8月19日
令和元年7月23日
令和3年6月18日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この協議会は、第25回JA全国大会決議をふまえ、JAグループが一体となって、JAが実施する都市農村交流を円滑に推進することにより、農村の活性化ならびに都市住民の農業・農村への理解を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会の名称は、「JA都市農村交流全国協議会」(以下「協議会」という)という。

(事業の内容)

第3条 この協議会は、第1条の目的に沿い、都市農村交流に係わる次の事業を行う。

- (1) 都市農村交流に関する情報の収集および提供
- (2) 会員が必要とする調査および研究
- (3) 研修会・セミナーの開催
- (4) 体制整備、コーディネイト等の支援に関する調整および活動支援
- (5) その他都市農村交流に関する事項

第2章 会員および経費

(会員)

第4条 この協議会は次に掲げる者を会員とする。

- (1) JAおよびその関連会社
- (2) JA都道府県中央会・連合会・本部およびその関連会社
- (3) JAグループ全国機関およびその関連会社
- (4) JA全国女性組織協議会
- (5) 全国農協青年組織協議会
- (6) その他協議会が認めたもの

- この協議会の認める法人、団体および学校等を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は会員としての権利を有しないが、協議会主催研修会・セミナー参加のほか、協議会事務局への情報提供・企画提案を行うことができる。

(加入)

- 第5条 この協議会に加入しようとする者は、加入申込書により会長に申し出て、承認を受けなければならない。

(会費)

- 第6条 この協議会の会員は次の各号に示される年会費を、全国農業協同組合中央会(以後、JA全中)の事業管理システム「請求システム」より、当該事業年度4月のJA全中が指定する期日に直接振替決済にて納入しなければならない。JA全中と振込決済契約を締結していない会員は、当該事業年度運営委員会開催後のJA全中が指定する期日までに振込により納入しなければならない。

(1) 農業協同組合および関連会社、都道府県農業協同組合中央会	・連合会・本部およびその関連会社会員年会費	2万円
(2) JAグループ全国機関およびその関連会社会員年会費		5万円
(3) 賛助会員		5万円

- この協議会の会員は、会費を納入しなければならない。既納の会費は、返還しない。
- この協議会の経費は、会費、助成金およびその他収入をもってあてる。なお、本協議会が特定の事業を行う必要が生じた場合には、別途、特別会費を徴収することができる。
- この協議会の会費は、学校等の教育機関については免除することができる。
- 会長は会員の特別な事由が認められた場合は、年会費を免除できる。

(脱退)

- 第7条 会員は、次の各号に掲げる事由により脱退することができる。

(1) 解散
(2) 会員の破産
(3) 会員の申出

- 会員は、前項の規定によるほか、協議会を脱退しようとするときは、事業年度末の30日前までに書面をもって予告し、その年度の終わりに脱退する。

第3章 運営委員及び事業執行

(運営委員・監事)

- 第8条 この協議会は運営委員および監事を置く。
- 運営委員および監事2人は会員から選任する。
 - 協議会会長1人および副会長2人は、運営委員会決議により選任する。
 - 運営委員および監事の任期は3年度とし、翌年度の運営委員会の開催日までとする。ただし、再任をさまたげない。

5. 運営委員が任期途中で所属組織の役員改選等により交代した場合には、その組織の後任の者が引き続き運営委員となる。ただし、後任の運営委員の任期は、残任期間とする。
6. 運営委員および監事は無報酬とする。

(事業執行・監査)

第9条 協議会の事業運営は、運営委員会があたる。

2. 会長は、協議会を代表し、運営委員会の決定に従って事業を執行する。
3. 会長は、会員に対して協議会の事業計画・報告、収支予算・決算を公示する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理し、会長が欠員の時はその職務を行う。
5. 監事は、協議会の財産及び事業執行の状況を監査し、その結果を運営委員会に報告し、意見を述べることができる。

(運営委員会の議決事項)

第10条 運営委員会は、年1回会長が招集する。

2. 次の事項は運営委員会の決議を経なければならない。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 役員の選任及び解任
 - (3) 事業計画及び収支予算の設定又は変更
 - (4) 事業報告および収支決算の承認
 - (5) 解散
 - (6) その他必要と認められる事項
3. 前項で定める以外に、会長が必要と認めた場合には、臨時に運営委員会を招集する。

(書面による表決)

第11条 やむを得ない理由により運営委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使できる。

(運営委員会の運営)

第12条 運営委員会は、運営委員の二分の一以上が出席しなければ開催できない。

2. 運営委員会の議長は協議会会長とする。
3. 運営委員会の議事は、予め通知した事項について、出席代表者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 運営委員会における代表者の議決権は、各自一個とする。

(議事録)

第13条 運営委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席代表者が署名・押印する。

第4章 専門部会、顧問、事務局

(専門部会)

第14条 会長は協議会の事業目的を遂行するため、会員及び第15条の顧問等の中から専門委員を選任し、専門部会を開催して各種の企画、研究および開発をおこない、運営委員会に諮ることができる。

(顧問)

第15条 この協議会の事業目的を遂行するため、学者および学識経験者などを顧問として置くことができる。その報酬は別途定める。

(事務局)

第16条 この協議会の事務局は全国農業協同組合中央会に置き、事務局長、事務局次長および幹事若干名を置くことができる。また、必要に応じ、事務局業務の一部を他のJA全国機関へ委託することができる。

第5章 事業年度

(事業年度)

第17条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。